

岩手県告示第274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和5年岩手県告示第2号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市胆沢小山及び同市前沢地内（上野原第一地区）
- 2 実施した期間 令和4年11月1日から令和5年2月20日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量